

# 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会役員及び各種委員会等の報酬及び費用弁償等に関する規程

〔 昭和57年5月20日  
綾社協規程第14号 〕

制 定 昭和57年5月20日綾社協規程第14号

改 正 平成3年4月1日 平成3年11月1日  
平成4年12月25日 平成5年3月6日  
平成6年3月10日 平成8年10月17日  
平成14年3月29日 平成16年3月23日  
平成17年3月24日 平成18年2月22日  
平成26年12月17日 平成28年3月17日  
令和5年4月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員、評議員及び各種委員会委員等の構成員に対する報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長及び副会長には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長は、月額60,000円

(2) 副会長は、月額10,000円

2 理事会内の部会長には、部会開催時に日額5,000円を支給する。ただし、副会長が部会長を兼任した場合には、部会長の報酬は支給しないものとする。

3 常務理事には、次の各号の区分に応じ、報酬を支給する。ただし、常務理事が事務局長を兼任した場合には、常務理事の報酬は支給しないものとする。

(1) 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会の事務局長に再就職する綾瀬市元職員の雇用期間及び給与等に関する規程（平成23年綾社協規程第1号。以下「事務局長の給与等規程」という。）に準じた者が常務理事に就任した場合は、事務局長の給与等規程に準じた額

(2) 前号以外の者は、月額50,000円

(費用弁償)

第3条 役員、評議員及び各種委員会委員等の構成員が、その職務を遂行するため会議、研修に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。

2 前項に規定する者がその職務を遂行するため市外に出張したときは、社協事務局職員の例により別に交通費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年12月25日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(会長報酬月額の特例措置)

1 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に支給する会長の報酬月額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、その100分の20に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日に施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日に施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日に施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日に施行する。

附 則

(会長報酬月額の特例措置)

- 1 令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間に支給する会長の報酬月額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、その100分の100に相当する額を減じた額とする。

(施行期日)

- 2 この規程は、令和5年4月14日から施行し、改正後の前項の規定は、令和5年4月1日から適用する。